

## 輸出向けH A C C P等適合化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、輸出向けH A C C P等適合化支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 輸出向けH A C C P等

国、公的な団体または当該団体から指定を受けた民間企業等により受ける食品衛生に関する証明もしくは確認で、海外での競争力強化につながると認められるもの。

(2) 中小企業等

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する法人格を有する中小企業者、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合および協同組合連合会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に規定する農業協同組合および農事組合法人ならびに水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に規定する漁業協同組合および水産加工業協同組合とする。

(3) 個人事業主

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する個人をいう。

(4) 食品等事業者

飲食サービス業（日本標準産業分類（平成25年10月改訂）中分類番号76および77）、たばこ製造業および飼料・有機質肥料製造業（日本標準産業分類（平成25年10月改訂）中分類番号10小分類105および106）、医薬品製造業（日本標準産業分類（平成25年10月改訂）中分類番号16小分類165）を除くすべての食関連事業者とする。

(目的)

第3条 補助金は、食品の輸出に際し、輸出先国が食品衛生等の観点から設定した規制や輸出先のニーズに対応するために必要な輸出向けH A C C P等への適合化に取り組むための経費の一部を補助することにより、市内食品等事業者の輸出力を強化し、海外への販路を拡大し、もって経営基盤の強化を通じ、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内

に事務所または事業所（以下「事務所等」という。）を有する中小企業等および個人事業主であって、次の各号に定めるすべての要件を満たす食品等事業者とする。

（１）補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）について、重複して他の補助金等の申請をし、または交付を受けていない者であること。

（２）市税を滞納していないこと。

（補助対象事業）

第５条 補助対象事業は、輸出先国の規制やニーズに対応するために必要な輸出向けHACCP等への適合化を目的として、第２条第１項第１号に定める証明もしくは確認を受けるために、専門のコンサルタントを活用する事業であって、次の各号に定める要件をすべて満たすこと。

（１）事業計画内容が補助金の趣旨・目的に沿ったものであること。

（２）事業計画が補助金の目的に照らし、事業を円滑に遂行する上で、適切なものであること。

（３）輸出先国が決定しており、当該国の市場に関する分析が行われていること。

（補助対象経費）

第６条 補助金の交付の対象となる経費は、（以下「補助対象経費」という。）補助対象事業を実施するために必要な次に掲げる経費とし、消費税および地方消費税相当額を除いた額とする。ただし、交付決定後に契約および支出したものに限る。

（１）コンサルタント利用料（審査時の立会いに係る費用は除く）

（２）コンサルタントに係る旅費

（３）分析費用

（補助金の額等）

第７条 補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、予算の範囲内において市長が定める額を交付するものとし、５０万円を上限とする。

２ 補助事業が複数年度にわたる場合、補助金の額は、各年度の補助対象経費の２分の１以内（千円未満の端数切捨て）とする。ただし、市の補助金総額は前項に定める上限額を超えないものとする。

（補助金の交付の申請）

第８条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第１号様式の申請書に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

（１）補助対象者の概要（別記第２号様式）

（２）補助事業等の計画書（別記第３号様式）

- (3) 補助事業等の収支予算書（別記第4号様式）
  - (4) 補助事業等の実施内容および経費内訳（別記第5号様式）
  - (5) コンサルタントの契約の内容が確認できる書類
  - (6) (5)の契約に伴う経費が確認できる書類
  - (7) 直近2か年分の決算報告書の写しまたは確定申告書の写し
  - (8) 市内に事務所等を有することを確認できる書類
  - (9) 市税を滞納していないことを証する書類
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- （実績報告）

第9条 補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業が完了したときは、速やかに別記第6号様式の報告書に次に掲げる書類を添付し、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業等の実績書（別記第7号様式）
  - (2) 補助事業等の収支決算書（別記第8号様式）
  - (3) 補助事業等の実施内容および経費内訳（別記第9号様式）
  - (4) 補助対象経費に係る支出を確認できる書類またはその写し
  - (5) 補助事業に係るコンサルタントの活用の実績が確認できる書類
  - (6) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付）

第10条 補助金の交付については、額の確定後に交付するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度中に1補助事業者当たり1回に限るものとする。  
（事業内容の公表）

第11条 市長は、第9条に規定する書類の内容を公表することができる。  
（状況報告および調査）

第12条 市長は、補助事業者に対して、補助対象事業に係る状況について報告を求め、または調査することができる。

（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月4日から施行する。